

地域再生計画(汚水処理施設整備交付金)の事後評価について

地域再生計画とは

地域再生法(平成 17 年 4 月 1 日施工)に基づく地域再生計画のことで、近年における社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取り組みによる地域活力の再生を、総合的かつ効果的に推進するため地方公共団体により作成し、内閣総理大臣による認定を受けた計画です。

境町地域再生計画の概要

・地域再生計画の名称	豊かな恵みの農業再生計画
・地域再生計画の区域	長田地区(公共下水道事業) 静地区(農業集落排水事業) 境町全域(公共下水道事業・農業集落排水事業区域を除く)
・地域再生計画の概要	境町の長井戸沼土地改良区は、水田の区画整理や排水路の整備により、優良な水田地帯となり、町の主要農産物である米の生産根拠となっている。しかし、近年の生活用道路の整備に伴い、生活污水の農業用排水路への流入が増加し、水稻の倒伏などの農業生産被害が生じている。このため、静・長田地区の公共下水道と農業集落排水施設を一体的に整備することにより、農業用排水路の水質改善を図り、より生産性の高い農業及び処理水の利活用を可能にするとともに、「快適な生活環境」や「良質な水環境」を実現し、農業を中心とした活力ある地域の再生を目指す。
・地域再生計画の目標	汚水処理施設の整備促進(汚水処理人口普及率を 58.4%から 67%に向上)
・事業期間	平成 17 年年度～平成 21 年度
・目標達成のために行う事業	汚水処理施設整備交付金を活用する事業 ・ 公共下水道事業 ・ 農業集落排水事業 ・ 浄化槽(個人設置型)

事後評価とは

事業終了後に、数値目標に照らして施設整備の状況について評価・検討を行うもので、地域再生計画でも目標達成状況に係る評価に関する事項として評価、公表することとしています。

事業の成果として、平成 21 年度末時点での汚水処理人口普及率は、目標数値 67%を上回る 69.5%の結果となりました。